

< 世界史における戦争放棄の潮流 >

1789年	フランス革命
人および市民の権利宣言	前文
……人の権利に対する無知、忘却、軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、人の譲り渡すわたすことのできない神聖な自然的な権利を、厳肅な宣言において提示することを決意した。	

1776年	アメリカ独立宣言
われらは、次の事柄を自明の真理であると信ずる。即ち、すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には生命、自由、幸福の追求が含まれる。……	

↓

↓

1791年	フランス憲法 6編
フランス国民は、征服を目的とするいかなる戦争を企てることも放棄し、かついかなる人民の自由に対してもその武力を行使しない。	

⇒ ⇒ ⇒

⇐ ⇐ ⇐

1791年	アメリカ合衆国憲法 第1修正
連邦議会は、国教を樹立し、また宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、並びに人民が平等に集会する権利、および苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定してはならない。	
第2修正	
規律ある民兵は、自由な国家にとって必要であるから、人民が武器を保有し、また携帯する権利は、これを冒してはならない。	

↓

↓

1793年	フランス憲法 ジロンド党草案
フランス共和国は、その自由の維持その領土の保全およびその同盟者の防衛以外のため以外には、武器をとらない。	
1793年	ジャコバン党憲法草案 第119条
フランス人民は、他国民の内政には決して干渉しない。彼は他国民が、自らの内政に干渉することを決して甘受しない。	

1861年～65年	南北戦争
1863年	奴隷解放宣言
1868年	アメリカ合衆国憲法 第14修正
……何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。その管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。	

↓

↓

↓

1848年	フランス第二共和国 憲法 前文
フランス共和国は、自国民が尊重されることを欲するよう諸外国民を尊重する。また征服を目的とするいかなる戦争をも企てず、かついかなる人民の自由に対しても、その武力を決して行使しない。	

⇒ ⇒

↓

↓

↓

1891年	ブラジル憲法
-------	--------

↓

1914年～18年	第一次世界大戦
-----------	---------

↓

1918年	ロシア革命
-------	-------

↓

↓

↓

↓

1919年	ドイツ国 ワイマール憲法
-------	-----------------

⇐ ⇐ ⇐

1919年	ベルサイユ条約
-------	---------

↓

↓

↓

↓

X

1920年	国際連盟 発足
-------	---------

↓

↓

1928年	ケロッグーブリアン条約 (パリ 不戦条約)
締約国は国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし、且つその相互関係に於いて、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その人民の名に於いて厳肅に宣言す。	

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

1931年	スペイン憲法 第6条
スペインは、国家の政策手段としての戦争を放棄する。	

1935年	フィリピン憲法 第2条第2節
フィリピンは、国策遂行の手段としての戦争を放棄し、一般に確立された国際法の諸原則を国家の法の一部として採用する。	

1934年	ブラジル憲法

1931年～45年 第二次世界大戦

1945年	国連憲章 第2条
3、すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって、その国際の平和および安全ならびに正義を危うくしないように解決しなければならない。 4、すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。	

1946年	フランス第4共和制憲法 前文
フランス共和国は、征服を目的とするいかなる戦争も企図せず、かつ、いかなる人民の自由に対しても、決して武力を行使しない。	

1946年	日本国憲法 第9条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	

1946年	ブラジル憲法 第4条
ブラジルは、その加盟する国際安全機関の定める仲裁若しくは紛争解決の平和的手段を採る余地がないか、または失敗に帰した場合でなければ戦争に訴えない。また、いかなる場合においても、自ら又は他国と同盟して直接または間接に、征服戦争を行わない。	

1948年	イタリア共和国憲法 第11条
イタリアは、他の人民の自由を侵害する手段及び国際紛争を解決する方法としての戦争を否認する。	

1947年	フィリピン共和国憲法 第2条第3節
フィリピンは、国際遂行の手段としての戦争を放棄し、一般に承認された国際法の諸原則を国内法の一部として採用する	

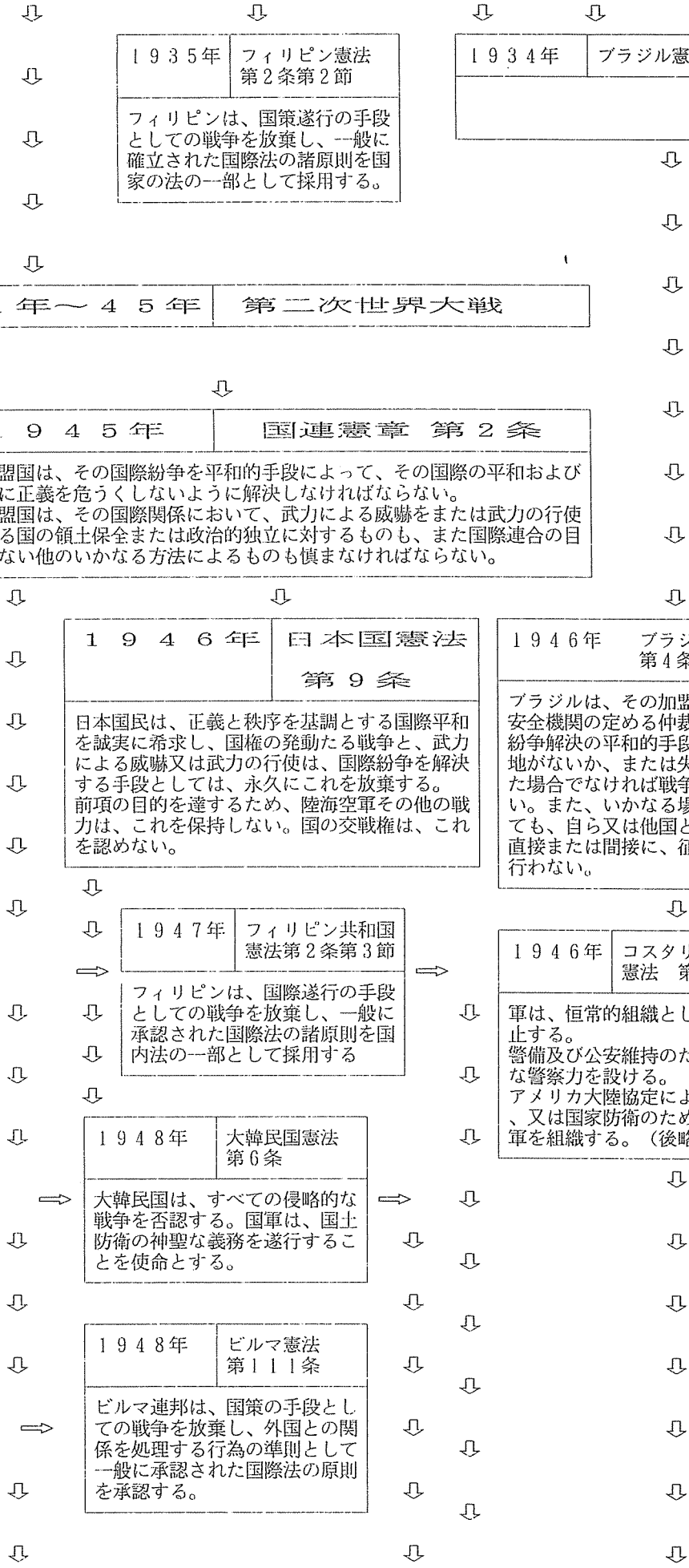
1946年	コスタリカ共和国憲法 第12条
軍は、恒常的組織としては、禁止する。警備及び公安維持のため、必要な警察力を設ける。アメリカ大陸協定によってのみ、又は国家防衛のためにのみ、軍を組織する。(後略)	

1949年	ドイツ連邦共和国 ボン基本法 第26条
1 諸国民の平和的共同生活を妨げ、特に侵略戦争の遂行を準備するのに役立ち、かつこのような意図をもってなされる行為は違憲である。このような行為は、処罰するものとする。	
第24条	
2 連邦は平和を維持するために、相互的集団安全保障制度に加入することができる。その場合には、連邦はその主権を制限し、それによって、欧州および世界の諸国民の間に平和で永続的な秩序をもたらす、かつ保障することに同意するであろう。	

1948年	大韓民国憲法 第6条
大韓民国は、すべての侵略的な戦争を否認する。国軍は、国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とする。	

1948年	ビルマ憲法 第111条
ビルマ連邦は、国策の手段としての戦争を放棄し、外国との関係を処理する行為の準則として一般に承認された国際法の原則を承認する。	

← ← ←



↓

1962年	クエート国憲法 第68条
首長は勅令により自衛戦争を宣言する。侵略戦争は禁止される	
第157条	
平和は国家の目標であり、アラブ世界の統合の一部である国家保全の護持は、すべての市民に委ねられる責務である。	

1962年	大韓民国憲法 第4条
大韓民国は、国際平和の維持に努力し、侵略戦争を否認する。	

↓

1967年	ブラジル共和国 憲法 第7条
国際紛争は、ブラジルが参加する国際機関と協力し直接の交渉仲裁およびその他の平和的手段で解決されるものとする。征服戦争はこれを禁止する。	

↓

1973年	バーレーン国 憲法 第36条
攻撃的戦争はこれを禁止する。防衛戦争の宣言は、勅令により行う。	

1972年	フィリピン共和国 憲法 2条第3節
フィリピンは、国策遂行の手段としての戦争を放棄し、一般に承認された国際法の諸原則を国内法として採用し、かつ全ての国家との平和、平等、正義、自由、協力及び有効の政策を堅持する。	

↓

1967年	パラグライ共和国 憲法 第9条
共和国は、国際法の原則を承認する。共和国は、侵略または征服戦争及びいかなる形態の植民地及び帝国主義をも否認する。共和国は法的手段による国際紛争の平和的解決を容認する。 .....	

アメリカ憲法学者の指導

⇒

1972年	バングラデシュ 人民共和国憲法 第25条
国家は、その国際関係を、国家の主権と平等の尊重、他国の内政不干涉、国際紛争の平和的解決の原則に基礎をおき、国際法と国連憲章に列挙されている原則を尊重し、かつこれらの原則に基づき、1 国際関係に於いて、軍隊の使用放棄および一般的かつ完全な非武装につとめ .....	

↓

1974年	ニカラグア共和国 憲法 第8条
ニカラグアは、あらゆる形態の政治的、軍事的、および経済的侵略ならびに他国との問題への干渉を禁止する。ニカラグアは民族自決の権利、国際紛争解決の手段としての仲裁、その他アメリカ国際法として承認された諸原則を承認する。	

スペインらの解放

↓

1973年	赤道ギニア共和国 憲法 第8条
3 侵略戦争及び征服戦争を廃棄し、 4 権利の平等、国家主権、独立、他国への内政不干涉及び相互協力互惠の原則を外交政策の基礎に置き、及び 5 すべての国際紛争は、平和的手段により解決されるべきことを主唱する。	

フランスからの解放

↓

1975年	マダガスカル民主共和国 憲法 第11条
2. 国は他国人民の正当な主権または自由を侵害するために、戦争に訴えることはない。 3. 国は国際紛争の平和的手段により解決するように努める。	

ポルトガルからの解放

↓

1975年	モザンビーク人民共和国 憲法 第24条
モザンビーク人民共和国は、すべての国の完全軍縮の原則を擁護する。モザンビーク人民共和国は、インド洋の非核武装平和地帯化への転換の原則を擁護する。モザンビーク人民共和国は、平和政策を追求し、正当防衛の場合のみ武力に訴える。	

1989年	ソビエト連邦の崩壊
-------	-----------